

商品概要説明書

《リフォームローン》(一般型C)

(令和6年4月1日現在適用中)

1. 商品名	J Aリフォームローン
2. お使いみち	<p>○申込本人またはその家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅・土地に付帯する施設等の住宅関連設備資金、および他社リフォームローンの借換資金を対象とします。なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)についても対象とします。</p> <p>(住宅関連設備の例)</p> <p>①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥再生可能エネルギー発電システム(太陽光発電システム等)。 ※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。</p>
3. ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤している方。 ○お借入時の年齢が18歳以上75歳未満でかつ、完済時年齢が80歳未満の方。 ○継続して安定した収入がある方。 ○当J Aが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>
4. お借入金額	<p>○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ※ただし、組合員以外の方については、10万円以上500万円以内(1万円単位)とします。</p>
5. お借入期間	<p>○1年以上15年以内</p>
6. お借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。)</p> <p>【変動金利型】 J Aが定めた住宅ローンプライムレートを基準とした変動金利または銀行の長期プライムレートを基準とした変動金利をご選択いただけます。 お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準利率(J Aが定めた住宅ローンプライムレートまたは銀行の長期プライムレート)により、年2回見直しを行います。基準日に対してそれぞれ6月および12月のご返済日の翌日から適用します。 ※「変動金利型」から、他の「変動金利型」への変更はできません。 ○お借入利率等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。</p>
7. ご返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただけます。</p>
8. 担保	<p>○不要です。</p>
9. 保証	<p>○当J Aが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
10. 保証料	<p>○保証料内包型 お借入利率に含めて保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.8%となります。</p>

11. 団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当 JA の所定の団体信用生命共済 (保険) にご加入いただけます。なお、加入される場合は借入利率に加算されます。詳しくは当 JA の窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 JA 本支店または金融部金融推進課 (電話: 092-322-2766) にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部または JAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話: 092-741-3208) 北九州法律相談センター (電話: 093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話: 0942-30-0144)</p>
13. その他	<p>○お申込に際しては、当 JA および当 JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。</p> <p>○ご返済額の試算については、当 JA の窓口へお問い合わせください。</p>